

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年 六月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目一〇番地	令和六年八月一日
林原医院	米子市博労町四丁目三六〇	〃
医療法人社団小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七	〃
うえひら内科・ペインクリニック	境港市竹内町五七八番地五	〃
中山医院	八頭郡八頭町門尾三〇四―一	〃
みはらクリニック	東伯郡湯梨浜町田後二二二番地一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年 六月 二十七日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うえた歯科	鳥取市江津三七五―四	令和六年八月一日
医療法人社団植木歯科医院	米子市諏訪友久五一番地五	〃